

令和7年9月富山県議会定例会議案

## 令和 7 年 9 月富山県議会定例会議案目次

議案第 101 号	令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 102 号	令和 7 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計補正予算 （第 1 号）	11
議案第 103 号	令和 7 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	13
議案第 104 号	令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）	16
議案第 105 号	令和 7 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）	19
議案第 106 号	富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例制定の件	21
議案第 107 号	富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並 びに運営に関する基準を定める条例全部改正の件	23
議案第 108 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部 改正の件	25
議案第 109 号	富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例一部改正の件	26
議案第 110 号	県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等一部改 正の件	28
議案第 111 号	富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する 条例一部改正の件	34
議案第 112 号	工事請負契約締結に関する件（富山県防災行政無線再整備（第 3 世代化）工事）	35
議案第 113 号	工事請負契約締結に関する件（主要地方道高岡環状線道路改築 橋梁上部工（6-2）工事）	36
議案第 114 号	工事請負契約変更に関する件（一般国道 415 号道路橋りょう改 築上庄橋（仮称）下部工（A2）工事）	37
議案第 115 号	公共施設等運営権設定に関する件	38
議案第 116 号	不動産無償貸付に関する件	39
議案第 117 号	令和 6 年度富山県歳入歳出決算認定の件	40
議案第 118 号	令和 6 年度富山県電気事業会計決算認定の件	41
議案第 119 号	令和 6 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	42
議案第 120 号	令和 6 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定 の件	43
議案第 121 号	令和 6 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件	44
議案第 122 号	令和 6 年度富山県病院事業会計決算認定の件	45

議案第 123 号	令和 6 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件	46
報告第 13 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	47
	損害賠償に係る和解に関する件	48
報告第 14 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	50
	損害賠償に係る和解に関する件	51
報告第 15 号	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件	52
報告第 16 号	令和 6 年度富山県継続費精算報告書	60
報告第 17 号	健全化判断比率報告の件	61
報告第 18 号	資金不足比率報告の件	62

## 令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度富山県の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,052,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 615,710,239 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		145,700,000	584,893	146,284,893
	1 地方交付税	145,700,000	584,893	146,284,893
7 分担金及び負担金		2,901,730	63,504	2,965,234
	2 負 担 金	2,398,323	63,504	2,461,827
8 使用料及び手数料		9,050,352	3,672	9,054,024
	2 手 数 料	1,803,880	3,672	1,807,552
9 国庫支出金		61,046,273	2,318,111	63,364,384
	1 国庫負担金	21,664,564	458,331	22,122,895
	2 国庫補助金	37,362,393	1,843,370	39,205,763
	3 委 託 金	2,019,316	16,410	2,035,726
11 寄 附 金		276,097	25,190	301,287
	1 寄 附 金	276,097	25,190	301,287
12 繰 入 金		18,791,673	3,006,120	21,797,793
	2 基金繰入金	10,958,275	3,006,120	13,964,395
13 繰 越 金		1	748,151	748,152
	1 繰 越 金	1	748,151	748,152

14 諸 収 入		81,099,168	418,291	81,517,459
	5 受託事業収入	152,735	30,300	183,035
	7 雑 入	8,751,019	387,991	9,139,010
15 県 債		46,144,900	3,884,333	50,029,233
	1 県 債	46,144,900	3,884,333	50,029,233
補正されなかった款項に係る額		239,647,780		239,647,780
歳 入 合 計		604,657,974	11,052,265	615,710,239
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		29,067,851	674,112	29,741,963
	1 総務管理費	12,674,350	540,095	13,214,445
	2 企画費	6,067,178	50,600	6,117,778
	3 自然保護費	1,352,476	48,299	1,400,775
	4 徴 税 費	4,991,917	8,400	5,000,317
	7 防 災 費	1,546,162	350	1,546,512
	8 統計調査費	889,498	26,368	915,866
3 民 生 費		55,559,002	163,893	55,722,895
	1 社会福祉費	37,052,691	117,348	37,170,039
	2 児童福祉費	18,130,887	26,766	18,157,653

	3 生活保護費	371,321	16,279	387,600
	4 災害救助費	4,103	3,500	7,603
4 衛生費		35,387,733	357,637	35,745,370
	1 公衆衛生費	24,720,309	129,406	24,849,715
	2 環境衛生費	509,489	13	509,502
	3 保健所費	1,632,299	4,740	1,637,039
	4 医務費	5,851,055	215,200	6,066,255
	5 薬務費	974,878	840	975,718
	6 公害防止費	1,699,703	7,438	1,707,141
6 農林水産業費		32,938,681	338,649	33,277,330
	1 農業費	7,055,967	20,471	7,076,438
	2 畜産業費	791,757	△ 2,173	789,584
	3 農地費	15,975,496	60,000	16,035,496
	4 林業費	7,153,768	250,412	7,404,180
	5 水産業費	1,961,693	9,939	1,971,632
7 商工費		78,344,523	10,000	78,354,523
	2 工鉦業費	9,948,257	10,000	9,958,257
8 土木費		61,129,741	7,354,742	68,484,483
	2 道路橋りょう費	27,871,798	2,872,929	30,744,727

	3 河川海岸費	17,284,270	899,963	18,184,233
	4 港湾費	5,230,176	440,850	5,671,026
	5 都市計画費	7,657,431	141,000	7,798,431
	6 住宅費	1,863,035	3,000,000	4,863,035
9 警察費		27,036,570	50,836	27,087,406
	1 警察管理費	26,350,077	50,836	26,400,913
10 教育費		108,007,150	277,396	108,284,546
	1 教育総務費	13,926,615	6,600	13,933,215
	4 高等学校費	24,694,051	106,200	24,800,251
	5 特別支援学校費	10,605,177	105,521	10,710,698
	7 社会教育費	3,961,071	8,665	3,969,736
	8 保健体育費	2,258,759	50,410	2,309,169
11 災害復旧費		5,799,348	1,825,000	7,624,348
	1 農林水産業施設 災害復旧費	2,384,800	1,008,000	3,392,800
	2 公共土木施設 災害復旧費	3,414,548	817,000	4,231,548
補正されなかった款項に係る額		171,387,375		171,387,375
歳出合計		604,657,974	11,052,265	615,710,239

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 自然保護費	自然公園等整備事業費	48,299
6 農林水産業費	1 農業費	農業・園芸研究所整備費	43,055
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単独災害防除費	60,000
		県単独交通安全施設整備費	20,000
		県単独道路改良費	231,000
		道路総合交付金事業費	886,600
		県単独橋りょう維持修繕費	60,000
	3 河川海岸費	県単独河川維持修繕費	205,000
		県単独砂防改良費	38,000
	4 港湾費	港湾予防保全事業費	32,000
	5 都市計画費	都市計画街路総合交付金事業費	56,000
		街路事業費	39,000
10 教育費	4 高等学校費	学校修繕費(全日制)	11,690
		高等学校校舎等リフレッシュ事業費	248,133
	7 社会教育費	立山博物館管理運営費	15,948
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧費	220,000

		河川災害復旧費	467,000
合	計		2,681,725

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災情報発信強化事業	令和8年度	21,400
設計積算システム更新事業	令和8年度から 令和13年度まで	312,888
富山空港運営事業	令和8年度から 令和17年度まで	3,630,000
富山空港施設整備更新事業	令和8年度から 令和17年度まで	7,796,800

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	4,917,000	374,000	5,291,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	385,000	201,000	586,000			
並行在来線費	42,000		42,000			
中小企業成長応援ファンド事業費	2,250,000		2,250,000			
災害援護資金貸付		2,333	2,333			
公事共等補助費	14,920,000	421,000	15,341,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	9,000		9,000			
直轄事業費負担金	10,227,000	670,000	10,897,000			
地域総合整備資金貸付	145,000		145,000			
公園整備事業費	633,000	18,000	651,000			
公営住宅建設費	77,000		77,000			
地方道整備費	2,825,000	983,000	3,808,000			
自然災害防止費	2,068,000	734,000	2,802,000			
警察施設整備費	902,000	39,000	941,000			
高等学校整備費	1,555,000	5,000	1,560,000			
臨時高等学校整備事業費	233,000		233,000			

特別支援学校 建設事業費	759,000		759,000		
地域活性化 事業費	659,000	30,000	689,000		
施設整備補助 事業費	169,000	48,000	217,000		
補助直轄災害 復旧事業費	1,653,300	359,000	2,012,300		
単独災害復旧 事業費	716,600		716,600		
行政改革推進 事業費	1,000,000		1,000,000		
計	46,144,900	3,884,333	50,029,233		

議案第 102 号

## 令和 7 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 7 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 303,188 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		57,897	2,500	60,397
	1 一般会計繰入金	57,897	2,500	60,397
6 諸 収 入		102,303	2,500	104,803
	3 雑 入	66,921	2,500	69,421
補正されなかった款項に係る額		137,988		137,988
歳 入 合 計		298,188	5,000	303,188
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 林 水 産 業 費		298,188	5,000	303,188
	1 林 業 費	298,188	5,000	303,188
歳 出 合 計		298,188	5,000	303,188

議案第 103 号

## 令和 7 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度富山県の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,665,289 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		20,106,899	2,163	20,109,062
	2 国庫補助金	6,048,216	2,163	6,050,379
8 繰越金		591,020	16,627	607,647
	1 繰越金	591,020	16,627	607,647
9 諸収入			10,674	10,674
	1 雑収入		10,674	10,674
補正されなかった款項に係る額		53,937,906		53,937,906
歳入合計		74,635,825	29,464	74,665,289
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,916	2,163	5,079
	1 総務管理費	2,377	2,163	4,540
4 前期高齢者等 前納付金等		10,205	5,435	15,640
	1 前期高齢者等 前納付金等	10,205	5,435	15,640
10 諸支出金			21,866	21,866
	1 償還金及び 還付加算金		21,866	21,866

補正されなかった款項に係る額	74,622,704		74,622,704
歳 出 合 計	74,635,825	29,464	74,665,289

## 令和 7 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,442,650 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,248,761 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1,442,650 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1,248,761 千円」に改め、同条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	5,984,384千円	212,099千円	6,196,483千円
第 1 項 企 業 債	5,359,000千円	273,100千円	5,632,100千円
第 2 項 補 助 金	457,226千円	△ 61,001千円	396,225千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	7,427,034千円	18,210千円	7,445,244千円
第 1 項 建設改良費	1,159,175千円	18,210千円	1,177,385千円

第 3 条 予算第 6 条中

富山県立中央病院 劣化改修事業費	550,000
富山県立中央病院 医 療 器 械 整 備 事 業 費	66,000
富山県立中央病院 借 換 債	1,033,000
富山県立中央病院 病 院 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク 更 新 事 業 費	14,000
富山県リハビリテー ション病院・こども 支 援 セ ン タ ー	67,000

劣化改修事業費	
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 病院情報システム整備事業費	2,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 医療器械整備事業費	36,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 借換債	3,591,000
計	5,359,000

を

富山県立中央病院 劣化改修事業費	550,000
富山県立中央病院 医療器械整備事業費	326,000
富山県立中央病院 借換債	1,033,000
富山県立中央病院 病院情報ネットワーク 更新事業費	14,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 劣化改修事業費	67,000
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 病院情報システム整備事業費	15,100
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	36,000

に改める。

医療器械 整備事業費	
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 借換債	3,591,000
計	5,632,100

令和7年9月8日 提出

富山県知事 新田 八郎

令和 7 年度富山県電気事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山県電気事業会計予算第 5 条中

庄発電所ピッチ角変更工事費	令和 8 年度	5,946	を
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和 8 年度	6,533	
発電所通信環境拡充工事費	令和 8 年度	25,552	
中山ダム線移設工事費	令和 8 年度	45,727	
発電所送電設備更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	148,610	
上市川第一発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	214,500	
上市川第三発電所主要制御装置等更新工事費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	510,840	

庄発電所ピッチ角変更工事費	令和 8 年度	5,946
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和 8 年度	6,533
発電所通信環境拡充工事	令和 8 年度	25,552

費			
中山ダム線移設工事費	令和8年度	45,727	
発電所送電設備更新工事費	令和8年度から 令和9年度まで	148,610	に改める。
上市川第一発電所主要制御装置等更新工事費	令和8年度から 令和9年度まで	214,500	
上市川第三発電所主要制御装置等更新工事費	令和8年度から 令和10年度まで	510,840	
発電所ほか保守点検業務委託費	令和8年度から 令和10年度まで	385,440	

令和7年9月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 106 号

富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例制定の件

富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金条例

(設置)

第 1 条 令和 6 年能登半島地震で液状化被害を受けた地域において、市町村が国からの補助を受けて行う公共施設と宅地との一体的な液状化防止対策（以下この条において「液状化防止対策」という。）により得られる効用が長期にわたり発揮されるよう必要な施設等の更新等を継続して支援する財源を確保することによって、液状化防止対策の実施に係る将来負担に対する地域住民の不安を取り除くことでその合意形成を促進し、液状化防止対策を加速化させることを目的として、富山県宅地液状化防止対策加速化支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置目的の達成に支障がないと認められ

るときに限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 107 号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例全部改正の件

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の全部を改正する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、介護保険法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第 5 号。次条及び第 5 条において「省令」という。）で使用する用語の例による。

（記録の整備）

第 3 条 介護医療院は、省令第42条第 2 項各号（ユニット型介護医療院にあつては、省令第54条において読み替えて準用する省令第42条第 2 項各号）に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第 4 条 介護医療院の開設者（法人にあつては、その役員）及び管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6

条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次項において「暴力団員等」と総称する。）であってはならない。

2 介護医療院は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第5条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、前2条に定めるもののほか、省令に定める基準（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 108 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の  
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 3 項に次の 3 号を加える。

- (21) 法附則第11条第 1 項の規定による助言又は指導
- (22) 法附則第11条第 2 項の規定による勧告
- (23) 法附則第11条第 3 項の規定による措置の命令

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（処分等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第 3 第 3 項第21号、第22号又は第23号に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における当該法令の適用については、高岡市長がした処分その他の行為とみなす。

議案第 109 号

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 143 条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（富山県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号」を「第 143 条第 1 項第 5 号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第 6 条中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改め、同条第 2 号中「5 円18銭」を「5 円62銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に改める。

第12条第 1 号中「541 円31銭」を「586 円88銭」に改め、同条第 2 号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（次項において「新条例」という。）第 6 条、第 8 条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

- 3 新条例第1条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 110 号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 3 項」を「第 19 条第 6 項」に、「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 15 条第 1 項の表第 16 条第 4 項の項を削る。

第 23 条第 1 項の表第 16 条第 4 項の項を削る。

第 24 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条の 4 第 1 項において同じ」を加える。

第 25 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 1 項に規定する同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 25 条第 2 項中「第 15 条の 3 第 1 項の規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「及び次項において「子育て支援部分休暇」を「から第 4 項までにおいて「第 1 号子育て支援部分休暇」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「子育て支援部分休暇の」を「第 1 号子育て支援部分休暇の」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「子育て支援部分休暇」を「第 1 号子育て支援部分休暇」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第1号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第25条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第25条の2 育児休業法第19条第1項に規定する同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇（第25条の4第2項において「第2号子育て支援部分休暇」という。）の承認を受けている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第25条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間等)

第25条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

2 第2号子育て支援部分休暇の承認を受けている職員に係る第2号部分休業の

時間は、1年につき前項各号に定める時間から第2号子育て支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子又は勤務時間条例第15条の3第1項に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第26条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第27条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年富山県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「及び第15条の3第1項」を「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」に改め、同条第4項中「第15条の4第1項」を「第15条の5第1項」に改め、「第3項まで」の次に「、第15条の3第1項並びに第15条の4第1項及び第2項」を加える。

第15条の3第1項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第15条の3中第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する同条第2項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けている職員に対する子育て支援部分休暇の承認は、当該子育て支援部分休暇がそれぞれ前項第1号又は第2号に掲げる範囲内で請求する子育て支援部分休暇である場合に限り行うものとする。

4 第2項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て支援部分休暇の請求をすることができる。

第15条の5を第15条の6とする。

第15条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の5とする。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の4 任命権者は、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に、「、1日の勤務時間の一部」を「、1日の勤務時間の全部（1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条第1項の表及び第23条第1項の表の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律

第5号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第25条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 職員は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「改正後の勤務時間条例」という。)第15条の3第2項、第4項及び第5項の規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で子育て支援部分休暇(同条第1項に規定する子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。)の請求をするかの申出をし、その範囲内(同条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの)で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに同条第5項の規定による請求とみなす。
- 4 改正後の勤務時間条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における子育て支援部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。
- 5 任命権者は、施行日前においても、改正後の勤務時間条例第15条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 111 号

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例一部改正の件

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年富山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 3 項 中 「又 は 夏 服 スカ ー ト」 を 削 る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 112 号

工事請負契約締結に関する件

富山県防災行政無線再整備（第 3 世代化）工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 富山県防災行政無線再整備（第 3 世代化）工事   |
| 2 | 工事の場所  | 富山市新総曲輪外地内  |
| 3 | 契約金額   | 1,298,000,000円  |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 5 | 契約の相手方 | 日本無線・日本海電業・ホクタテ富山県防災行政無線再整備<br>（第 3 世代化）工事共同企業体<br>代表者<br>滑川市法花寺 414<br>日本無線株式会社富山営業所<br>共同企業体構成員<br>富山市下富居一丁目 1 番 40 号<br>日本海電業株式会社<br>富山市中野新町一丁目 2 番 10 号<br>株式会社ホクタテ |
| 6 | 完成期日   | 令和 9 年 3 月 16 日   |

議案第 113 号

工事請負契約締結に関する件

主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（6－2）工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和7年9月8日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 1 契約の目的  | 主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（6－2）工事  |
| 2 工事の場所  | 高岡市下島町地内                    |
| 3 契約金額   | 1,591,700,000円              |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札                      |
| 5 契約の相手方 | 南砺市苗島4760番地<br>川田建設株式会社北陸支店 |
| 6 完成期日   | 令和10年2月29日                  |

議案第 114 号

工事請負契約変更に関する件

令和 5 年 7 月 24 日に締結した一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）下部工（A 2）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 契約の目的 一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）下部工（A 2）工事
- 2 工事の場所 氷見市泉地内
- 3 契約金額 変更前 455,400,000円  
変更後 507,950,300円
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約の相手方 干場建設・三久建設一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）下部工（A 2）工事共同企業体  
代表者  
氷見市稲積 299 番地 1  
株式会社干場建設  
共同企業体構成員  
氷見市十二町 239 番地 1  
三久建設株式会社
- 6 完成期日 令和 7 年 10 月 31 日

議案第 115 号

公共施設等運営権設定に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号）第19条第 1 項の規定により、公共施設等運営権を次のとおり設定するものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 公共施設等の名称      | 富山空港   |
| 2 | 公共施設等の立地      | 富山市  |
| 3 | 公共施設等の規模及び配置  | 航空法（昭和27年法律第 231 号）第40条に基づき告示された富山空港の範囲及び周辺  |
| 4 | 公共施設等運営権者     | 富山市秋ヶ島30番地<br>株式会社富山エアポート  |
| 5 | 公共施設等の運営等の内容  | (1) 空港運営等事業<br>(2) 空港航空保安施設運営等事業<br>(3) 環境対策事業<br>(4) その他附帯する事業  |
| 6 | 公共施設等運営権の存続期間 | 公共施設等運営権の設定の日から10年後の応当日の属する年度の末日まで（事業期間の延長があった場合は、当該延長後の事業期間の終了日までとする。ただし、当該延長後の事業期間の終了日は、公共施設等運営権の設定の日の25年後の応当日の属する年度の末日を超えることはできない。） |

議案第 116 号

不動産無償貸付に関する件

富山空港用地を次のとおり無償で貸し付けるものとする。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 富山市秋ヶ島外地内  
田、畑、宅地、原野、用悪水路、公衆用道路及び雑種地  
133,236.47平方メートル
- 2 相手方 富山市秋ヶ島30番地  
株式会社富山エアポート
- 3 物件の用途 富山空港特定運営事業等用地
- 4 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和18年 3 月31日まで（事業期間の延長  
があった場合は、当該延長後の事業期間の終了日まで）

議案第 117 号

令和 6 年度富山県歳入歳出決算認定の件

令和 6 年度富山県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 118 号

令和 6 年度富山県電気事業会計決算認定の件

令和 6 年度富山県電気事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 119 号

令和 6 年度富山県水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 6 年度富山県水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 6 年度富山県水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 120 号

令和 6 年度富山県工業用水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 6 年度富山県工業用水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 6 年度富山県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 121 号

令和 6 年度富山県地域開発事業会計決算認定の件

令和 6 年度富山県地域開発事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 122 号

令和 6 年度富山県病院事業会計決算認定の件

令和 6 年度富山県病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 123 号

令和 6 年度富山県流域下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

令和 6 年度富山県流域下水道事業会計利益について、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第32条第 2 項の規定により、別冊のとおり処分する。

あわせて、令和 6 年度富山県流域下水道事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 13 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
47	令和 7 年 2 月 15 日に県道辻ヶ堂市田袋線富山市水橋新保地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 40,810円	令和 7 年 7 月 7 日
49	令和 7 年 3 月 13 日に県道串田新黒河線射水市南太閤山地内で発生した落枝による車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 19,888円	令和 7 年 7 月 7 日
50	令和 7 年 3 月 14 日に県道井栗谷大門線射水市串田地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	射水市在住 1 名	県が支払う額 8,326円	令和 7 年 7 月 7 日
53	令和 7 年 6 月 8 日に県道黒部宇奈月線黒部市宇奈月温泉地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 54,074円	令和 7 年 7 月 7 日
56	令和 6 年 11 月 30 日に富山市天正寺地内で発生した警察車両の損傷	富山市在住 1 名	県が受け取る額 202,961円	令和 7 年 7 月 11 日
57	令和 6 年 12 月 2 日に富山市蜷川地内で発生した富山南警察署の壁紙及び扉の損傷	富山市在住 1 名	県が受け取る額 231,000円	令和 7 年 7 月 11 日
60	令和 7 年 6 月 16 日に富山市上飯野地内で発生したマイクロ SD カードの紛失による損害	富山市在住 1 名	県が支払う額 29,700円	令和 7 年 7 月 11 日
61	令和 7 年 5 月 12 日に県道砺波小矢部線砺波市狐島地内で発生した道路の段差による車両の損傷	小矢部市在住 1 名	県が支払う額 9,735円	令和 7 年 7 月 13 日
62	令和 7 年 5 月 26 日に県道金沢井波線南砺市能美地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	石川県金沢市在住 2 名	県が支払う額 438,403円	令和 7 年 7 月 13 日
63	令和 7 年 2 月 3 日に黒部市飯沢地内で発生した県有自動車の扉の接触による車両の損傷	下新川郡入善町在住 1 名	県が支払う額 142,164円	令和 7 年 7 月 15 日

64	令和7年4月22日に県道砺波福光線 砺波市春日町地内で発生した道路側 溝蓋の接触による車両の損傷	砺波市在住1名	県が支払う額 52,767円	令和7年 7月18日
65	令和7年6月4日に富山市向新庄町 地内で発生した警察車両の扉の接触 による車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 116,248円	令和7年 7月28日
68	令和5年3月26日に県道富山立山公 園線富山市堤町通り地内で発生した 倒木による運転者の負傷	富山市 東京海上日動火災 保険株式会社 富山市在住1名	県が支払う額 1,799,838円	令和7年 8月26日

報告第 14 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
48	令和 7 年 2 月 19 日に富山市西番地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1 名	県が支払う額 161,841円	令和 7 年 7 月 7 日
51	令和 7 年 4 月 23 日に富山市下飯野地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡舟橋村在住 1 名	県が支払う額 150,128円	令和 7 年 7 月 7 日
52	令和 7 年 5 月 9 日に富山市鹿島町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 47,850円	令和 7 年 7 月 7 日
54	令和 6 年 11 月 12 日に中新川郡上市町森尻地内で発生した借上車両の交通事故	中新川郡上市町在住 2 名	県が支払う額 382,111円	令和 7 年 7 月 11 日
55	令和 6 年 11 月 12 日に魚津市宮津地内で発生した警察車両の交通事故	氷見市在住 1 名	県が受け取る額 277,986円	令和 7 年 7 月 11 日
58	令和 7 年 2 月 22 日に富山市高木東地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 102,487円	令和 7 年 7 月 11 日
59	令和 7 年 4 月 7 日に南砺市坪野地内で発生した借上車両の交通事故	南砺市在住 1 名	県が支払う額 35,000円	令和 7 年 7 月 11 日
66	令和 7 年 6 月 11 日に富山市豊城町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が支払う額 60,368円	令和 7 年 7 月 28 日
67	令和 7 年 6 月 19 日に富山市五福地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 26,829円	令和 7 年 7 月 28 日

## 報告第 15 号

### 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の令和 6 年度の業務実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

### 公立大学法人富山県立大学の令和 6 年度の業務実績に関する評価結果

#### I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる。

富山県立大学は、平成 2 年 4 月に日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化や、ビッグデータの活用、AI・IoT 等のデジタル化の進展、さらにはグローバル社会への対応など、これまで以上に教育・研究・地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担うとともに、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりの推進が求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成 27 年 4 月に公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 27 年度～令和 2 年度）においては、「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学」「未来を志向した高度な研究を推進する大学」「広く開かれ地域社会に貢献する大学」の 3 つの基本目標の実現に向け取組みを進めた。特に教育面においては、医薬品工学科や知能ロボット工学科の設置をはじめ各学科の拡充、看護学部の新設、最新の実験設備を導入した中央棟の整備などに取り組み、中期目標全体の達成状況は良好という結果であった。

令和 3 年度からは第 2 期中期目標期間（令和 3 年度～令和 8 年度）がスタート

し、目標期間4年目となる令和6年度においても中期目標及びそれに伴う中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んでおり、その業務実績は全体として高く評価できる。

特に評価する事項として、令和6年4月に開設した情報工学部の教育・研究環境の更なる充実を図るとともに、大学院情報工学研究科の開設に向けた準備を着実に進めた。

また、地域連携センターを拠点に、国内外の企業・機関との共同研究を活発に展開し、学内全体で科学研究費補助金の採択件数は133件と本計画期間中で最多となるなど、外部資金の獲得に努めた。

さらに、令和7年4月の大学院看護学研究科博士後期課程開設に向け、学生募集や選抜入試などを実施した。

今後の課題としては、地域社会での活躍を促進する観点から、就職先の地域や業種、県内企業への就職状況など、より詳細な進路データの整理・分析を進め、県内就職の促進に向けた取組みを強化するとともに、国際社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学の更なる国際化を推進することが望まれる。

射水キャンパスにおいては、令和8年4月の大学院情報工学研究科の開設に向けた準備を進め、デジタル化の急速な進展や県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献することが求められる。

富山キャンパスでは、令和7年4月に開設された大学院看護学研究科博士後期課程の教育・研究環境をさらに充実させるとともに、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材の育成に取り組むことが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実や地域社会に貢献する大学づくりを推進することで、中期目標が着実に達成されることを期待する。

## II 項目別評価

### 1 教育に関する目標

#### (1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

## (2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された73項目のうち、7項目が「IV計画を上回って実施している」、66項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、令和6年4月の情報工学部の開設に伴う取組み、授業アンケートによる授業の改善の取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

## (3) 特に評価する事項

- データサイエンスリテラシー科目を全学部で開講した。
- 工学部・情報工学部では、企業を知る木曜日（シルモク）（30社のべ984名）、学内合同企業研究会（338社）、看護学部では、県内医療機関等説明会、県内病院見学ツアー、若手看護師との交流会を実施した。
- DX教育研究センターにおいて、学生と企業の産学協働プログラムを実施したほか、教員の有する研究シーズと企業ニーズのマッチングを目的としてオープンハウスを開催し、産学官金連携の拠点としてのセンターの活動を広く周知した。その結果、センターの事業趣旨に賛同するアソシエイト会員制度は、開設から3年間で672名（366社）の登録を得た。
- 令和7年4月の大学院看護学研究科博士後期課程の開設及び令和8年4月の大学院情報工学研究科の開設に向け必要な検討を進めた。

## (4) 今後の課題とする事項

県内就職率については、目標値を下回る傾向が見られる。県内就職率は次期中期目標や中期計画の策定に向け、重要なテーマであることから、就職先の地域や業種、県内企業への就職状況などについて、より詳細な進路データの整理・分析が望まれる。

## 2 研究に関する目標

### (1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

### (2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された30項目のうち、5項目が「IV計画を上回って実施している」、25項目が「Ⅲ概ね

計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、科学研究費補助金の採択件数が本計画期間を通じて最多となったことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・科学研究費補助金の採択件数は学内全体で133件と本計画期間を通じ最多となった。
- ・社会インフラの課題を明らかにし、解決策や対応方針を研究・社会実装するための「社会インフラDX分科会」を7回開催したほか、DXに関連した専門スキル等を学ぶセミナーを4講座開講するなど、産学官金連携の拠点としての活動に取り組んだ。
- ・情報工学系大学院開設に関する事業計画が、デジタル等成長分野の高度専門人材確保に向けた機能強化のための文部科学省支援事業に新たに選定され、新研究拠点の整備に向けた検討を開始した（5年で7.5億円）。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された40項目のうち、3項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、37項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・社会人向けセミナーの受講者数は278名と本計画期間を通じ過去最多となった。
- ・レディメイド型講座を3コース実施し、企業等から19名の参加があった。また、カスタムメイド型講座は4企業等から申込があり、延べ221名の参加があった。
- ・看護学部の教員が、地域保健医療機関・団体に対して、研究指導や研修を行った。
- ・企業の従業員や経営者等を対象として、DXに関連した専門スキルや思考

／手法を学び、身につけることのできるセミナーを4講座開講し、38名が参加した。

(4) 今後の課題とする事項

学生の海外体験者数の目標値は、期間末累計で145人と設定されているが、令和6年度までの実績は32人ととどまっており、目標との乖離が見られる。また、全国的には留学生の受け入れが増加傾向であるのに対し、本学ではコロナ禍以降、その数が伸びていない状況にある。大学の国際化は他大学との差別化につながる重要な要素であることから、更なる国際化の推進が望まれる。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された17項目のうち、2項目が「IV計画を上回って実施している」、15項目が「III概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはIIIの評価であることや、Forms等を活用した申請手続の見直し、学生・教職員が安心して学び・働ける大学環境の整備が図られていることなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・機動性の高い大学運営を推進するため、理事長と学長がそれぞれの責任のもとでリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行った。また、工学部、情報工学部及び看護学部の連携や統一的な大学運営に努めた。
- ・副学長3名（教育研究担当、情報戦略担当及びコンプライアンス担当）を設置した。
- ・学長をトップとする戦略企画会議のもと学内の委員会・附属施設を統括する各本部を組織し、大学組織の強化を図った。

5 財務内容の改善に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された10項目全てが、「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。厳しい経営環境の中、持続的な経費削減努力の効果が確認できたこと、外部資金の獲得状況も良好であることなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・大学貢献度評価において、外部資金への申請件数を反映するなど、外部資金の獲得に積極的に取り組む教員にインセンティブを付与することにより、積極的な応募と資金獲得を促した。
- ・省エネルギー推進委員会において、省エネのための全体的な取組み、個別の取組み、啓発等について検討し、実施した。また、環境マネジメント活動による、省エネルギー、省資源化を促進するとともに、照明器具のLED化を進め、その結果、射水キャンパスでは電気使用量を前年度から0.4%削減できた。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	(中期計画の達成に向けて) 特筆すべき進捗状況にある。
----	---	-----------------------------

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された4項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、3項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、SNS等を活用した広報活動の成果が高いことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・大学案内パンフレットや保護者向けパンフレット等の広報ツールの作成・配布に加え、電車の中吊り広告や駅構内デジタルサイネージ広告の掲出などの広報活動を実施した。また、WEB広告としては、県内外の学生・保護

者向けのPR動画と産学連携の推進を目的としたPR動画を新たに制作し、令和7年1月からYouTube等のSNS広告として発信した。令和7年3月末でWEB広告動画はYouTube視聴数で35万回を超えており、その他SNSでは515万回を超えているため、大学名の露出が増加し、大学の認知度向上に大きく貢献した。

## 7 その他業務運営に関する目標

### (1) 評価結果

評価	A	(中期計画の達成に向けて) 計画どおり進んでいる。
----	---	---------------------------

### (2) 評価の判断理由

その他の業務運営に関する目標を達成するための措置として年度計画に記載された12項目のうち、3項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、9項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

### (3) 特に評価する事項

- ・関係法令に基づき、薬品、化学物質等の適正管理を行った。毒劇物、危険物などの安全管理を担う専門人材を新たに配置するとともに、薬品管理システムの運用を開始した。
- ・安否確認システムを用いた訓練を実施するなど、危機管理体制の強化に取り組んだ。
- ・情報資産の取扱いについて、情報化推進委員を中心に議論し、大学全体でのメールからMicrosoft365への業務移行を進めるなど、情報セキュリティ体制を強化した。
- ・大学の情報環境全体の更新計画についての策定や技術的な対応に関する助言を行う、情報システム企画監を雇用した。

〈参考1〉 小項目評価の集計結果

大項目	評価等	評価対象 項目数 (小項目)	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 概ね計画ど おりに実施 している	Ⅱ 計画をや や下回っ ている	Ⅰ 計画を大 幅に下回 っている
第1	教育に関する目標を達成するための措置	73	7	66		
第2	研究に関する目標を達成するための措置	30	5	25		
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	40	3	37		
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	17	2	15		
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	10		10		
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4	1	3		
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	12	3	9		
合 計		(※)186	21	165	0	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考2〉 項目別評価の結果

大項目	評価	S 特筆すべ き進捗状 況にある	A 計画どお り進んで いる	B 概ね計画 どおり進 んでいる	C やや遅れ ている	D 重大な改 善事項が ある
第1	教育に関する目標を達成するための措置	○				
第2	研究に関する目標を達成するための措置	○				
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○			
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	○				
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○				
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	○				
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○			

報告第 16 号

令和 6 年度富山県継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比			較			
				左の財源内訳(B)			左の財源内訳(D)			年割額と 支出済額 の差 (A)-(C)	左の財源内訳(B)-(D)					
				年割額 (A)	特定財源		支出済額 (C)	特定財源			国 支出金	地方債		その他	国 支出金	地方債
					一般財源	その他		一般財源	その他							
2総務費	1総務費	庁舎維持費	4	131,382,000	131,000,000	382,000	0		131,382,000	131,000,000				382,000		
			5	262,763,000	262,000,000	763,000	0		262,763,000	262,000,000				763,000		
			6	131,380,000	131,000,000	380,000	0		131,380,000	131,000,000				380,000		
			計	525,525,000	524,000,000	1,525,000	0		525,525,000	524,000,000			1,525,000			
9警察費	1管理費	警察施設 補修費	5	267,000,000	267,000,000		42,940,000		224,060,000	42,000,000	940,000			△940,000		
			6	592,000,000	592,000,000		585,239,200		6,760,800	584,000,000	1,239,200		8,000,000	△1,239,200		
			計	859,000,000	859,000,000		628,179,200		230,820,800	626,000,000	2,179,200	233,000,000		△2,179,200		

令和 7 年 9 月 8 日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

報告第 17 号

健全化判断比率報告の件

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	13.9 (25.0)	203.0 (400.0)

(注) 1 ( ) 内は、早期健全化基準を表す。

2 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

報告第 18 号

資金不足比率報告の件

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

(単位 %) )

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
電気事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
地域開発事業会計	—
流域下水道事業会計	—
港湾施設特別会計	—
工業用地等管理特別会計	—

(注)「—」は、資金不足額がないことを表す。